（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第十一条　大規模地震対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十条中「この条及び第五十八条において」を削る。

第二十六条第一項中「第六十一条の二（同法第六十三条第四項において準用する場合を含む。）」を、「第七十四条」の下に「、第七十四条の三」を加え、「第六十条第三項」を「第六十条第四項」に改める。

第二十七条第三項中「第二十五条から第二十七条まで」を「第八条から第十条まで」に改める。

第三十一条中「又は第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項又は第七十四条の三」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第十二条　原子力災害対策特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の四」を「第二十七条の六」に改める。

第十五条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十七条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「、又は」を「、若しくは」に改め、「退避先」の下に「を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第一項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

第二十七条の三第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「又は屋内への退避の」を「若しくは屋内への退避若しくは屋内での待避等の安全確保措置の」に、「又は屋内への退避を」を「若しくは屋内への退避又は屋内での待避等の安全確保措置を」に改め、後段を削り、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は屋内」を「若しくは屋内」に改め、「退避」の下に「又は屋内での待避等の安全確保措置」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を指示する場合について準用する。

第二十七条の四に次の一項を加える。

3　第二十七条の四の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

第五章中第二十七条の四を第二十七条の六とし、第二十七条の三の次に次の二条を加える。

（指定行政機関の長等による助言）

第二十七条の四　市町村長は、第二十七条の二第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示等のための通信設備の優先利用等）

第二十七条の五　災害対策基本法第五十七条の規定は、市町村長が第二十七条の二第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合について準用する。

第二十八条第一項の表第四十九条の二の項中「第四十九条の二」の下に「及び第四十九条の三」を加え、同表第五十一条第三項の項の次に次のように加える。

第五十一条の二	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
	予想される災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第二十八条第一項の表第五十三条第六項の項中「第五十三条第六項」の下に「及び第七項」を加え、同表第五十六条の項を削り、同表第五十五条の項の次に次のように加える。

第五十六条第一項	法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項若しくは第二十条第二項の規定による指示を受けたとき
	当該予報若しくは警報	当該指示
	予想される災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第五十六条第二項	立退き	立退き又は屋内への退避

第二十八条第一項の表第七十四条の二第四項から第六項までの項の次に次のように加える。

第七十四条の三	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	災害応急対策	緊急事態応急対策

第二十八条第一項の表第七十八条第一項の項の次に次のように加える。

第七十八条の二第一項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針

第二十八条第一項の表第九十条の項の次に次のように加える。

第九十条の二第一項及び第二項	災害	原子力災害

第二十八条第一項の表第百四条の項の次に次のように加える。

第百八条第二項第二号	災害応急対策	緊急事態応急対策
第百八条第二項第四号	災害	原子力災害